



平成29年度 東条中学校耐力度調査業務委託

金抜設計書

工事番号 加教教第74号

工事場所 加東市岩屋610番地31(加東市立東条中学校)

事業名 市単独事業

兵庫県 加東市

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
a)	校舎棟（2棟）	※報告書作成業務含む					
	構造耐力計算		1.0	式			
	保存度調査	コンクリート強度調査(コア抜き)	8.0	箇所			
		塩化物含有量試験	4.0	個体			
		ひび割れ詳細調査	8.0	箇所			
		柱フープピッチ調査	2.0	箇所			
		中性化深さ調査	8.0	箇所			
		かぶり深さ調査	8.0	箇所			
		鉄筋腐食度調査	8.0	箇所			
		仕上げ材の撤去復旧作業	1.0	式			
	計						

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
b)	体育館棟	※報告書作成業務含む					
	構造耐力計算 (RC)		1.0	式			
	構造耐力計算 (S)		1.0	式			
	保存度調査	コンクリート強度調査(コア抜き)	4.0	箇所			
		塩化物含有量試験	2.0	個体			
		ひび割れ詳細調査	4.0	箇所			
		柱フープピッチ調査	1.0	箇所			
		中性化深さ調査	4.0	箇所			
		かぶり深さ調査	4.0	箇所			
		鉄筋腐食度調査	4.0	箇所			
		鉄骨腐食度調査	5.0	箇所			
		座屈状況調査	5.0	箇所			
		接合部調査	5.0	箇所			
		柱の傾斜量調査	1.0	式			
		仕上げ材の撤去復旧作業	1.0	式			
	計						

平成29年度 東条中学校耐力度調査業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、加東市が発注する「平成29年度 東条中学校耐力度調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務の履行にあたっては、この特記仕様書に基づき実施するものとする。

(目的)

第2条 本業務は「公立学校耐力度調査の実施方法について」（平成14年3月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき、学校施設における建物の構造耐力、保存度（経年による耐力低下）、外力条件（立地条件による影響）の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を評価する調査業務である。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月20日までとする。

(業務内容)

第4条 業務内容は、「東条中学校 校舎及び体育館施設の耐力度調査 一式」とし、詳細は別紙のとおりとする。なお、業務の開始後、発注者、受託者での協議、内容の変更・追加等が生じた場合、発注者の指示に基づき作業を行うものとする。ただし、これらの変更に伴う契約金額の増額は、原則として行わない。

(現地確認等)

第5条 調査にあたっては綿密に現地を確認するとともに、発注者と十分な協議のうえ支障がないよう実施するものとする。また、調査対象施設は学校施設であるため、授業や行事を優先し調整を行うこととする。そのため日程によっては、調査業務を休日・祝日に行う可能性もある。

(安全対策)

第6条 調査中は生徒及び一般車両を優先し、通行に注意すること。また、必要に応じて現場周辺に調査、安全対策の表示及び誘導看板を設置し、作業員及び調査員の車両については指定の位置に駐車し、無断で付近の道路や空き地に駐車しないように注意するものとする。

(資料の貸与)

第7条 該当建築物における建築確認申請書副本及びその他関連資料について閲覧若しくは貸出については、発注者に申請のうえ可能とする。CADデータは、平面図についてはデータ提供が可能であるが、立面図・断面図・その他詳細図についてはデータがない箇所もあるため、製本図面貸出により対応する。

(その他)

第8条 受託者は、業務において関係法令、その他関係基準書、指針等を遵守し、綿密な調査を行うものとする。

- 2 発注者は、成果品に瑕疵があるときは、受託者に対しその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。
- 3 受託者は、発注者の検査を受け合格し成果品を納入したとしても、瑕疵が発見された場合は、修補及び損害賠償を免れないものとする。
- 4 受託者は、成果品を発注者の許可なしに他のいかなる者に対して、公開、閲覧、複写、貸出、譲渡してはならない。
- 5 その他必要とする事項については、発注者、受託者双方で協議のうえ決定するものとする。

※発注者

加東市教育委員会 教育総務課 (0795-43-0540)

(別紙) 東条中学校 耐力度調査業務概要

(1) 調査場所は次による。

加東市立東条中学校 住所：加東市岩屋610番地31

(2) 調査対象建物は次による。

施設	用途・面積	建築年	耐震診断	改修履歴
校舎①-1	RC造3階 1,184 m ²	S39年 3月	2次診断改修済 Is値：0.73 q値：1.16	大規模改修(S63、H5、H8) 耐震改修(H11、H12)
校舎①-2	RC造3階 2,807 m ²	S40年 3月	2次診断改修済 Is値：0.73 q値：1.16	大規模改修(S63、H5、H8) 耐震改修(H11、H12)
体育館	RC造2階 一部S造 1,071 m ²	S44年 3月	2次診断改修済 Is値：0.74 q値：1.63	大規模改修(H4) 耐震改修(H17)

(3) 管理技術者等の資格

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士で、かつ、既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造学校建物の耐力度測定方法実務講習会修了者とする。

(4) 一般事項

- a) 調査業務は「既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造学校建物の耐力度測定方法」（既存鉄筋コンクリート造・鉄骨造建物の耐力度測定方法編集委員会編）等により実施する。
- b) 調査票は別棟毎に作成する。建築年が違う場合は別棟とする。
- c) 調査を実施するにあたり、現場にて発注担当者と調査時期、及び実態調査部位を協議の上決定すること。
- d) 調査・検査等に伴い撤去した躯体・下地・仕上げ等は、現状と同等に復旧すること。
- e) 業務の遂行にあたり、必要な足場・高所作業車・ローリングタワー・及び養生等の仮設資材は適切に使用し、安全や保護に十分配慮すること。

(5) 調査報告書の作成

調査報告書は次の事項により作成し、A4版に製本の上3部提出すること。

- a) 調査報告書は文部科学省初等中等教育局「公立学校建物の耐力度調査実施要領」

等に基づき作成すること。

- b) 調査報告書には、管理技術者及び担当技術者の経歴書及び資格者証の写しを添付し、記名押印すること。
- c) 調査写真は外観・内観及び調査内容がわかるようにすること。
- d) 調査報告書一式は以下のとおりとする。
- ・ 調査建物の意匠図・構造図
 - ・ 耐力度調査チェックリスト（計算書を含む。）
 - ・ 写真
 - ・ 測定結果

測定項目		添付資料	写真	
構造耐力	水平耐力	計算書(電算の入出力リスト)		
	保有耐力	剛性率	計算書(電算の入出力リスト)	
		偏心率	計算書(電算の入出力リスト)	
		コンクリート圧縮強度	コンクリートコア試験報告書 ※圧縮強度試験は公的検査機関にて行うこと	○
	層間変形角	計算書(電算の入出力リスト)		
	基礎構造	計算書		
	構造使用材料	材料分析試験報告書 塩分分析試験報告書	○	
	保 存 度	コンクリート中性化深さ	測定位置図、測定結果	○
鉄筋かぶり厚さ		測定位置図、測定結果	○	
柱フープピッチ		測定位置図、測定結果	○	
鉄筋腐食度		測定位置図、測定結果	○	
鉄骨腐食度		測定位置図、測定結果	○	
座屈状況調査		測定位置図、測定結果	○	
接合部調査		測定位置図、測定結果	○	
	柱の傾斜量	測定位置図、測定結果		

	不同沈下量	測定位置図、測定結果	
	たわみ量	測定位置図、測定結果	
	ひび割れ	測定位置図、測定結果	○

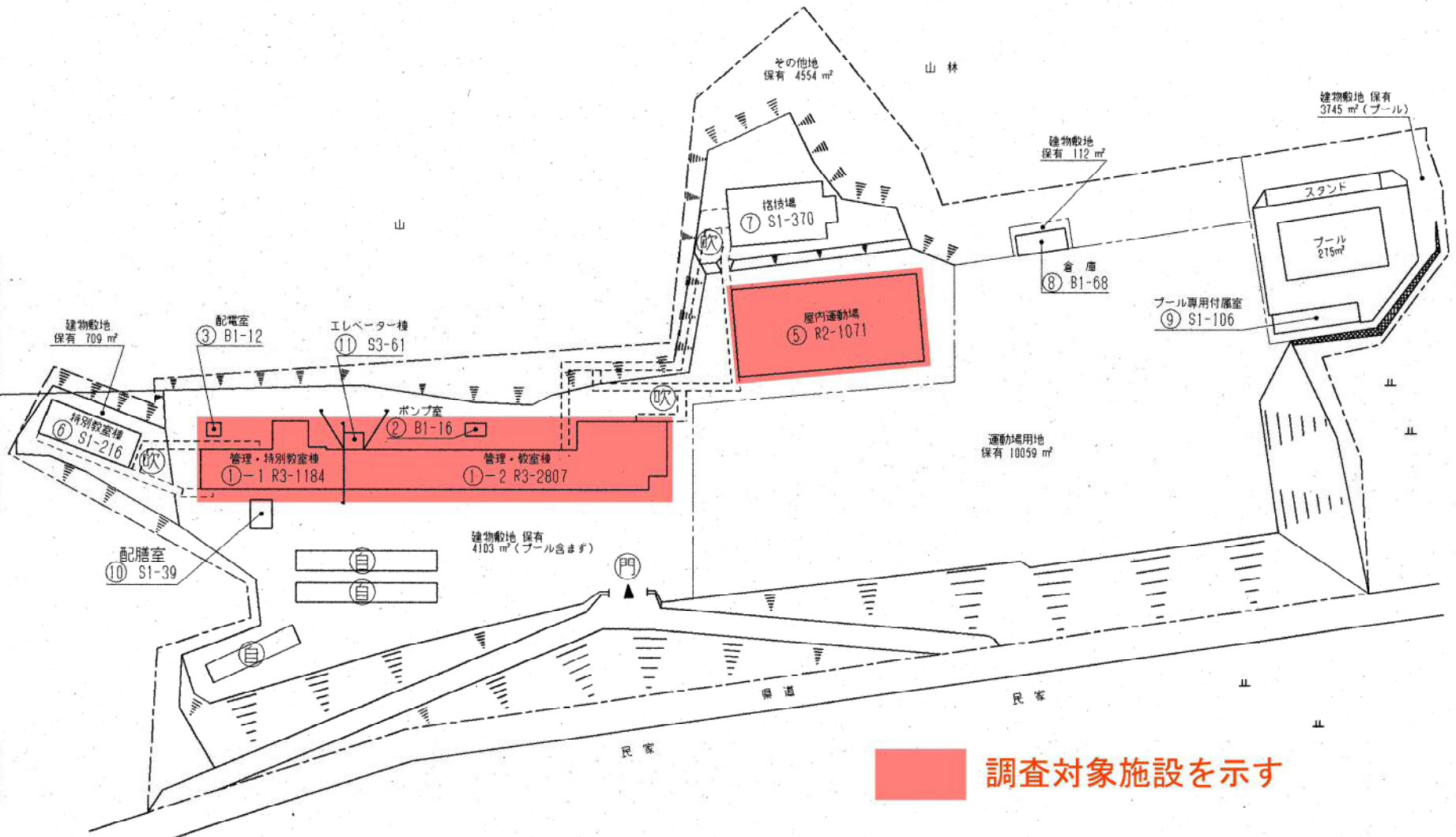
(6) ヒアリング・現地立会い

兵庫県教育委員会技術吏員の、書面チェック・ヒアリング及び現地立会いが実施される際には、管理技術者・担当技術者が立ち会うこと。

凡 例

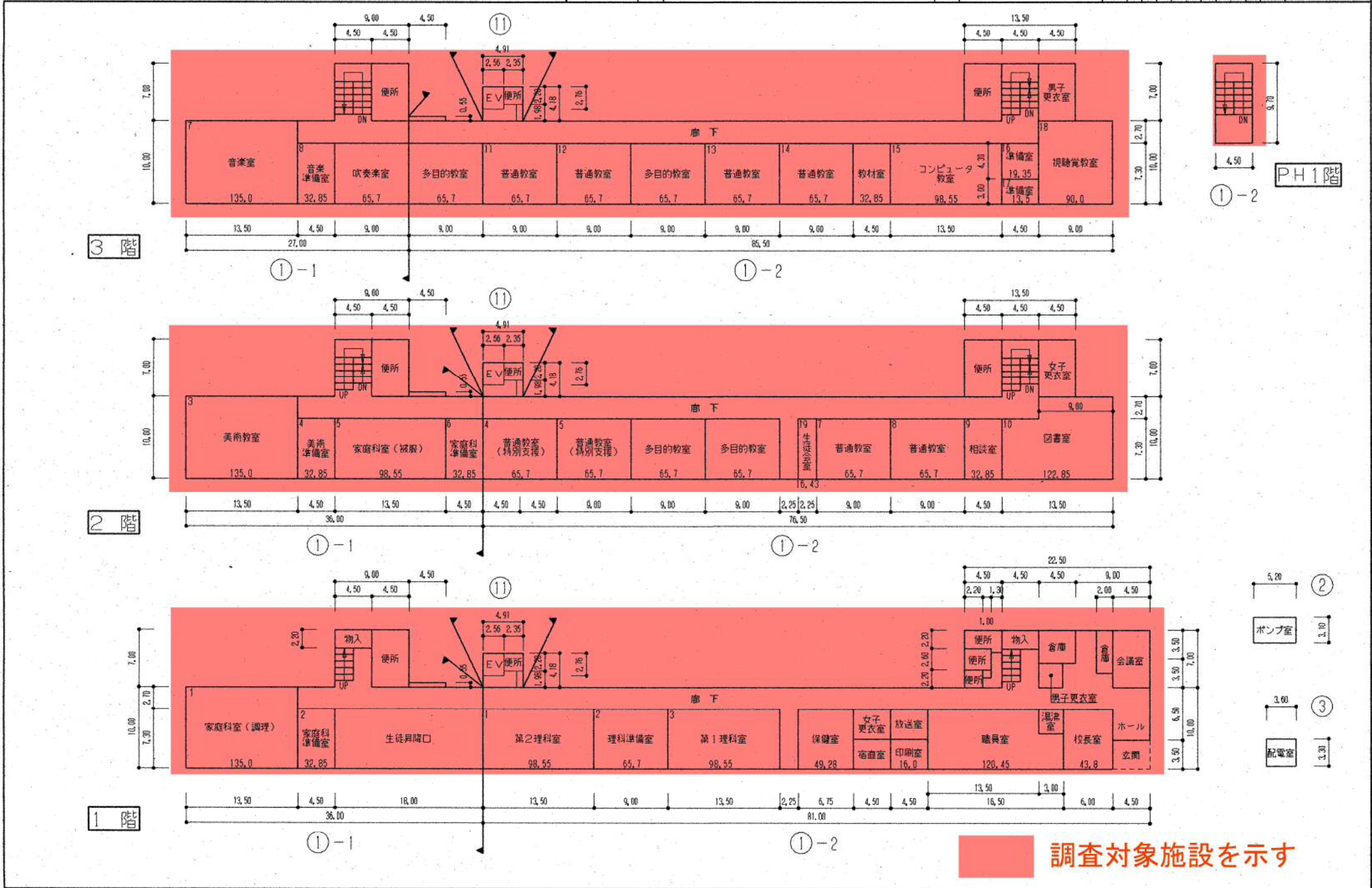
建 物

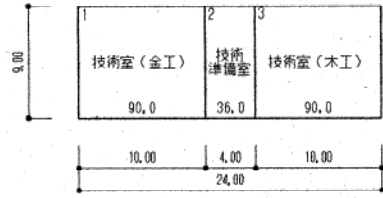
- ⊖ 未とりこわし建物
- ⊖ 危険建物(非木)
- ⊖ 危険建物(木造)
- ⊖ 借用建物
- ⊖ 一時使用建物
- ⊖ 当該学校以外の建物
- 建物以外の工作物等
- ⊖ 正門・通用門
- ⊖ 吹抜け/渡廊下
- ⊖ 簡易な小規模構造物
- ⊖ 自転車置場
- ⊖ 合併処理槽



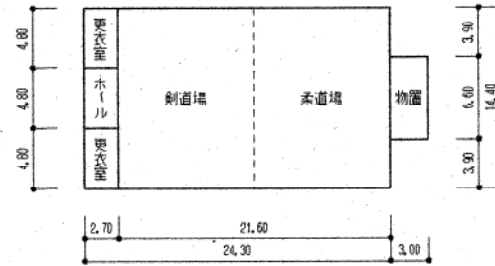
 調査対象施設を示す



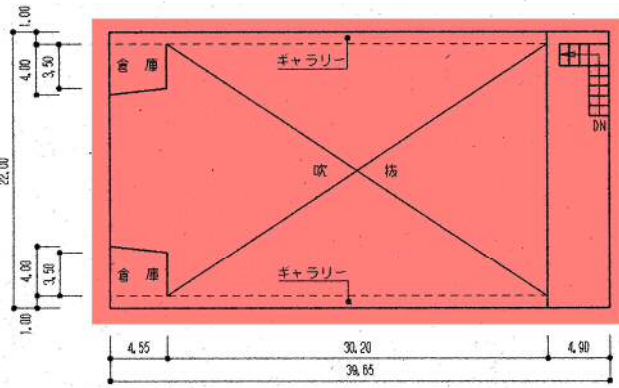




⑥



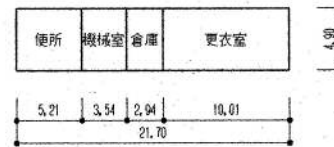
⑦ 格技場



⑤

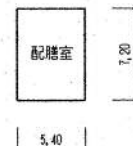


⑧

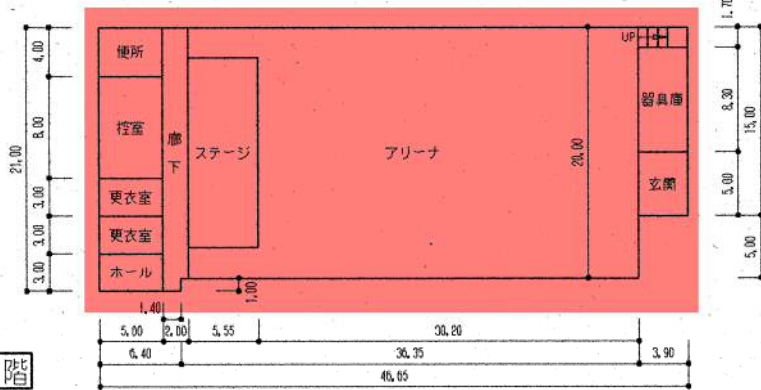


⑨ プール専用付属室

2階



⑩



⑤

1階

調査対象施設を示す

格技場	370m ²
プール専用付属室	106m ²